

指定管理者制度の効果的な運用に向けた サウンディング型市場調査の結果概要を公表します。

指定管理者制度の運用の見直しにあたり、庁内検討では把握することが難しい市場性の有無や民間のアイデア等を聴取するため、民間事業者等の皆様との直接対話を行う「サウンディング型市場調査」を実施いたしましたので、その結果の概要を公表します。

1 実施経過

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 平成29年12月20日(水) | 実施要領の公表 |
| 平成30年1月10日(水) | 事前説明会の開催 【参加団体：13団体】 |
| 平成30年2月5日(月)
～平成30年2月9日(金) | 対話の実施 【参加団体：13団体】 |

2 調査内容

(1) 指定管理者制度概要

地方自治体が設置する公の施設について、株式会社やNPO法人を含む「法人その他の団体」に対し、その管理運営を委任する制度(地方自治法第244条の2)

(2) 導入施設数

155施設(平成29年4月1日現在)

(3) 主な対話内容

- 1 市民サービスの向上等の取組について
- 2 経費節減効果に対する評価方法について
- 3 最適な指定期間の設定について

3 結果概要

別紙のとおり

4 今後の予定

今回のサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、指定管理施設における更なる市民サービスの向上や施設の活性化などを図るため、平成30年度に実施する次期指定管理者の募集に向けた制度運用方法の見直しを進めてまいります。

お問い合わせ先
担当：経営監理課
042-769-9240(直通)

< サウンディング型市場調査 対話結果意見概要 >

1 市民サービスの向上等の取組について

(1) 業務の範囲について(募集要項)

仕様の在り方について

業務水準のみを定め、詳細な配置人数や業務手順を指定しない仕様とすることで、より柔軟な管理手法の提案が可能となる。

選考時の提案内容について、実施業務に記載された業務内容の適正な履行が担保できる場合には、社会情勢の変化や効率的な運営を踏まえた実施手法の変更を認めてもらいたい。

他の指定管理施設との間で連携した自主事業の提案、施設外へのアウトリーチ事業、早朝・夜間の時間帯の活用等の提案を認めることで提案の幅が広がる。

施設を活性化するための施設改修や空きスペースの活用を積極的に承認すべきである。

光熱水費の削減に資する取組を積極的に承認すべきである。

費用負担等について

施設の修繕費について、施設の老朽化の進行により、今後はより多くの修繕費が必要となる。修繕費の分担について、設置者である市が主導することで、中長期的な視点を持った維持管理が可能となる。

修繕費の精算については、翌年度以降への繰越を可能とするなど、弾力的な運用が必要である。

その他

募集に当たっては、次の情報を公開すべきである。

- ・施設の劣化状況（修繕の実施状況、修繕計画等）
- ・指定管理料上限額の積算基準
- ・専用利用の実施状況
- ・減免の適用状況

(2) 評価の在り方について(評価基準)

評価基準の採点表については、施設の設置目的を反映した配点とし、市が重視している項目を明確にすることで、市の求める提案を促しやすくなる。

施設の現状や周辺環境を踏まえた提案を評価することで、実効性・実現性の高い提案を促しやすくなる。

次の項目の評価を重視すべきである。

- ・市民サービス水準の向上
- ・地域貢献に資する取組
- ・申請団体の事業実績
- ・申請団体の経営状況
- ・申請団体の設立目的
- ・環境への配慮

指定期間全体を通して最も効果的な収支計画を組んでいることから、単年度の収支計画のみを評価することは有効ではない。

現在の指定管理者の管理実績に基づき、次回選考時に加点・減点（インセンティブの付与）をすることで管理意欲の向上に資する。

他自治体における指定管理実績についても、当該施設の指定管理実績と同様に評価する仕組みが必要である。

既存の指定管理者を著しく有利にする選考基準は、新規参入の妨げとなる。

(3) 市内事業者等の更なる活用について

公の施設という性質を踏まえ、地元雇用や地域連携などの地域貢献に関する項目をより評価すべきである。

再委託先の選定に当たっては、市内事業者の積極的な活用を図ることが可能である。

地域貢献に資する取組を提案している団体については、団体の所在地に関わらず、同等の評価をすべきである。

2 経費節減効果に対する評価方法について

(1) 経費節減(収入確保)に資する取組について

利益の還元について

利益（収支差額）の還元に対する提案が可能である。

指定管理料の削減よりも、利益の還元の方が提案が容易である。

具体的な還元方法については、次の提案があった。

- ・現金納付
- ・利用者サービス（イベント実施等）
- ・施設修繕
- ・備品購入

ネーミングライツ

指定管理者制度とネーミングライツは趣旨が異なるため、複合的な募集はなじまないと考えている。

ネーミングライツに積極的に取り組んでおり、指定管理者となった場合はネーミングライツを行いたい。

(2) 経費節減の提案を促しやすい評価方法について

指定管理料の削減

今以上の指定管理料の削減は難しい。

指定管理料の削減よりも、収入確保の提案を重要視すべきである。

業務水準のみを定め、詳細な配置人数や業務手順を指定しない仕様とすることで、経費節減の余地が生まれる。

指定管理料上限額を、「事業費」と「報酬」に分解して提示することで、事業費の削減を提案しやすくなる。

削減に対する評価方法

評価の計算式については、絶対評価、相対評価いずれの提案もありましたが、計算方式よりも配点の比重が重要である。

市民サービスを低下させることで経費の削減を行う場合も考えられることから、経費削減が本来の目的から逸脱しないことが重要である。

金額（指定管理料の縮減）だけではなく、収支計画の整合性・妥当性の評価が重要である。

3 最適な指定期間の設定について

指定期間の設定については、主に次の提案があった。

- ・5年間（現在と同様）
- ・5年を超える期間

指定期間は5年間とし、管理実績が良好な場合は、指定期間を更に5年間延長できる仕組みが効果的である。

長期化のメリットとして、主に次の見解が示された。

- ・設備投資がしやすい。（ESCO等を含む。）
- ・職員の長期雇用による安定的なサービスの供給ができる。
- ・地域住民の管理運営への参画を促進できる。
- ・事業のブランディング構築のための広報戦略を展開しやすい。
- ・地域などの外部ネットワークとの継続的な関係構築ができる。
- ・中長期的な視点を持った維持管理業務を展開できる。

長期化のデメリットとして、主に次の見解が示された。

- ・物価や人件費の上昇による管理経費の増加が懸念される。
- ・施設老朽化に伴う修繕費の上昇が懸念される。
- ・提供サービスが硬直化・陳腐化する恐れがある。
- ・修繕等による長期休館に伴い収入が減少する恐れがある。
- ・社会情勢の変化に伴い利用者が減少する恐れがある。

各種のリスクに対応するため、指定期間内であっても指定管理料を見直す協議を可能とする制度運用をすべきである。

設備の老朽化についても、設備の耐用年数等を踏まえた中で、設置者である市が適切に管理していく必要がある。

4 その他

公募の在り方について

適正な利益を上げることが難しいと判断した場合は、積極的には参入しない。

申請の事務負担が大きいと、同時期に多くの施設で募集があった場合には、受注可能性の高い施設への参入に留めている。

施設の設置目的と同様な目的をもって設立された団体に指定管理者を限定することで、更なる活性化を期待できる施設もある。

選考時の企業ノウハウ等の保護について

提出書類や事業計画書については企業ノウハウや信用に関する情報が含まれるため、その公開範囲は慎重に判断すべきである。

指定管理者選考時の提案説明会については、競争上の不利を無くすため、傍聴を市民に限定していただきたい。

受益者負担について

労務費の高騰に対応するためには、利用料金の思い切った値上げも必要である。

料金改定のタイミングが指定管理開始と同時である場合は、収入見通しが立たないため参入リスクが大きい。

施設駐車場について、駐車場の適正利用、利用者の拡大、混雑時の周辺住民への影響緩和等のため、市の主導で増設や有料化（施設利用者は一定時間無料）を含めて検討すべきである。

類似施設における減免の基準については、市の統一的理解を示すべきである。

サウンディング型市場調査について

個別施設の管理手法に関するサウンディング型市場調査が実施された場合は参加したい。